

## 令和7年千葉県内消費喚起対策事業業務委託仕様書（公募用）

### 1 適用範囲

本仕様書は、「令和7年千葉県内消費喚起対策事業」業務委託に係る企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は受託候補者と協議のうち、県が別途作成する。また、本仕様書により提案があったすべての事項は、受託後、県と受託者との協議により最終的に決定する。

### 2 委託業務の名称

令和7年千葉県内消費喚起対策事業

### 3 目的

物価高騰等により、県内経済に影響が生じていることを踏まえ、県内事業者を支援するため、国からの交付金を活用し、「コード決済サービスによるポイント還元キャンペーン」を実施する。

本事業の実施により、消費者の購買意欲を向上させ、還元されたポイントを大幅に上回る規模で、県内全域の消費を喚起することで、事業者の収益を増加させ、適切に価格転嫁が可能な環境づくりを進めるなど、県内経済全体の底上げを図る。

### 4 契約期間及び想定されるスケジュール

#### (1) 契約期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

#### (2) 想定されるスケジュール

4月下旬 委託契約締結

5月下旬 特設サイト公開・コールセンター設営 → 事前広報開始（※）

7～9月の間 キャンペーン実施（10日間以上）

（キャンペーン終了後から2か月以内） ポイント付与終了

（ポイント付与終了後から1週間後） コールセンター運営終了

12月末 事業終了

（※）特設サイト公開・コールセンター設営及び事前広報の始期は、本契約締結後1か月を目安とする。終期はキャンペーン期間により変動する。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 事務局業務

キャンペーンの実施に当たり、以下の事項を実施し、また、本業務におけるすべての業務の統括を行う他、県との調整窓口業務を行うこと。

ア キャンペーンの内容を決定すること。

本事業の目的が明確に伝わり、より多くの消費者（キャンペーンの対象となる店舗にて

コード決済サービスを利用し、キャンペーンに参加する者のこと。以下同じ。)の参加を促し、消費喚起を効果的かつ最大化できるよう、インパクトのある名称を提案すること。

イ キャンペーン時期・期間を設定すること。

令和7年7～9月の間を目安に、連続した10日間以上(土日祝含む)で実施時期・日数を、消費喚起を効果的かつ最大化できるよう、根拠を記載のうえ、提案すること。

ポイント利用は各コード決済サービスの有効期限内とすること。

また、以下の場合に速やかに対応できるよう対応案を作成し、県と協議のうえ実施すること。

- ・キャンペーン期間中に消費者に対するポイント付与の還元原資(「原資」という。以下同じ。)の上限に達することが見込まれ、県と協議のうえ、予定よりも早くキャンペーンを終了することとなった場合
- ・キャンペーン期間中、予算額に大幅な残額が見込まれ、県と協議のうえ、キャンペーン期間の延長等を行うこととなった場合
- ・不測の事態が生じたことにより、県の指示によりキャンペーンの一時停止、再開及び延期を行うこととなった場合

ウ コード決済サービスを提供する事業者(「決済事業者」という。以下同じ。)との必要な連絡調整を行い、とりまとめを行うこと。

エ ポイント付与状況の管理を行うこと。

キャンペーン期間中、毎日、複数の決済事業者のポイント付与状況を取りまとめ、県に対し報告を行い、原資を超えない範囲でポイント付与を行うこと。

キャンペーン期間中に原資上限に達した場合、県と協議のうえ、キャンペーンを終了することとし、終了判断までのプロセスを設定すること。

なお、原資は30億円とし、原則として、県はこれを超えた額は負担しない。

オ 以下を踏まえ、県と協議のうえ、キャンペーンの対象となる店舗(「対象店舗」という。以下同じ。)及びポイント付与の対象となる取引(「対象取引」という。ただし、対象取引はキャンペーン期間内に実施されたものに限る。以下同じ。)を決定すること。

(ア) 対象店舗の条件

対象店舗は、県内に所在し、本事業に参加する決済事業者が提供するコード決済サービスを導入済みの店舗とする。対象店舗の決定時期は、より多くの店舗が参加できるように設定することとし、県との協議により決定する。

ただし、(イ)(ウ)に該当する店舗及び取引は対象外とする。

消費喚起を効果的かつ最大化できるよう、決済事業者の対象店舗の数等を勘案し、根拠を記載のうえ、対象店舗数を提案すること。

(イ) キャンペーンの対象外となる店舗の条件

以下に該当する店舗は原則として本事業の対象外とする。県との協議により最終的に決定する。

- a 国、地方公共団体、公共法人
- b 金融商品取引業者

- c 銀行、信託会社、保険会社等
- d 保険医療機関及び保険薬局等
- e 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する施設
- f その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと県が判断するもの

(ウ) ポイント付与の対象外となる取引の条件

対象店舗に該当する場合であっても、以下の取引については原則として本事業のポイント付与の対象外とする。県との協議により最終的に決定する。

- a 公共施設の入場料等、公共料金及び納税に関する支払い
- b たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- c 有価証券、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手、交通乗車券、チケット販売受託事業者等（コンビニエンスストア含む）が販売する興行チケット、その他金券類等の換金性の高いものの購入
- d 当せん金付証票（宝くじ）等の購入
- e インターネット販売等の実店舗外での決済
- f 自動販売機における購入
- g システム上、原資の管理が困難となる取引
- h その他本事業の目的・趣旨から適切でないと県が判断するもの

(エ) その他留意事項

- ・対象店舗リストの作成を行い、県に報告すること。作成に当たっては、地域及び業種単位で作成するなど、閲覧しやすいように工夫すること。
- ・対象店舗リストの作成に当たり、対象の適否等について疑義が生じた場合は店舗への架電や店舗HP、実地調査等により確認を行うこと。
- ・対象店舗の決定時期は、より多くの店舗が参加できるように設定することとし、県との協議により決定する。

カ キャンペーンの対象外となる店舗及びポイント付与の対象外となる取引について、受託者の責任をもって対象店舗・対象取引から除外すること。

キ 対象店舗等に対し、本事業の実施に必要な連絡調整を行うこと。

**(2) 決済業務（消費者へのポイント還元）**

対象店舗にてコード決済サービスを利用した消費者に対して決済額に一定の割合（「還元率」という。以下同じ。）を乗じた金額に相当するポイント還元を行う。なお、以下の要件を必ず満たすこと。

ア 対象となる決済

少なくとも次のコード決済を全て含むこと。

県内の加盟店舗数、導入及び利用のしやすさ、知名度などを考慮し、その他の決済についても可能な範囲で提案すること。

### 【県が指定するコード決済】

PayPay、楽天 Pay、d 払い、au PAY、AEON Pay

#### イ 消費者の条件設定

県内在住・在勤を問わない。消費喚起を効果的かつ最大化できるよう、対象店舗数及びポイント付与額等を勘案し、根拠を記載のうえ、消費者数を提案すること。

#### ウ 還元率、消費者 1 人当たりのポイント付与上限額及び対象取引 1 回当たりのポイント付与上限額の設定

以下について、予算の範囲内において、消費喚起を効果的かつ最大化できるよう、根拠を記載のうえ、提案すること。最終的には、県と協議のうえ、還元率、消費者 1 人当たりのポイント付与上限額及び対象取引 1 回当たりのポイント付与上限額を設定すること。

#### (ア) 原資

30 億円とし、原則として、県はこれを超えた額は負担しない。

#### (イ) 還元率

(ア) (ウ) (エ) を踏まえて、10%以上を目安に提案すること。

決済事業者ごとに同率とすること。

#### (ウ) 消費者 1 人当たりのポイント付与上限額

(ア) (イ) (エ) を踏まえて 3,000 円相当以上を目安に提案すること。決済事業者ごとに同額とすること。

#### (エ) 対象取引 1 回当たりのポイント付与上限額

(ア) (イ) (ウ) を踏まえて提案すること。決済事業者ごとに同額とすること。なお、1 回当たりのポイント付与上限額を設定しないことも可能とする。

#### エ 還元率、消費者 1 人当たりのポイント付与上限額及び対象取引 1 回当たりのポイント付与上限額の管理

(ア) 各決済事業者に対し、毎日、ポイント付与状況について報告させること。

(イ) 複数の決済事業者のポイント付与状況をとりとまとめ、県に対し報告を行い、原資の上限金額を超えない範囲でポイント付与を行うこと。キャンペーンの途中で原資の上限金額に達した場合、各決済事業者は、県及び事務局の指示に従い、事前に設定したプロセスに沿って、その時点でキャンペーンを終了すること。

### (3) 広報業務等

本事業の効果を高めるため、キャンペーンに係る広報等を行うこと。

#### ア キャンペーン開催に関する広報

##### (ア) 対象店舗用資材の作成及び発送

消費者等にキャンペーンの対象店舗であることを周知するための資材や、キャンペーンの早期終了の際に必要な資材を作成し、キャンペーン開始に間に合うように各対象店舗に発送すること。資材の内容は提案すること（ポスター等を想定）。

##### (イ) 専用ウェブサイトの作成・運営・管理

キャンペーンを広く周知するため、専用ウェブサイトの作成・運営・管理を行うこと。

- a 県と協議のうえ、専用ウェブサイトの構成・閲覧環境等について決定すること。  
閲覧環境はパソコン及びスマートフォン(タブレット)での表示に適した形式にすること。
  - b 以下のコンテンツを掲載すること。
    - ・キャンペーン概要
    - ・問い合わせ先
    - ・対象店舗(対象の要件、各決済事業者によるHPへの誘導等)
    - ・キャンペーンの対象外となる店舗、ポイント付与の対象外となる取引の条件
    - ・コード決済サービス利用手順の案内
    - ・よくある問い合わせ(FAQ)
    - ・その他県が指定すること
  - c 公開するURLは、県と協議のうえ、決定すること。
  - d 開催内容の変更やシステム障害等があった場合、速やかに周知を行うこと。  
また、キャンペーンの途中で原資の上限金額に達し、当初予定していた期間終了前にキャンペーンを終了することとなった場合や、キャンペーン期間中、予算額に大幅な残額が見込まれ、キャンペーン期間の延長等を行うこととなった場合、終了日の周知を行うこと。
- (ウ) 各決済事業者がコード決済サービスを提供するスマートフォンアプリ内のお知らせ  
(エ) その他必要な広報

具体的な実施内容を提案すること。(自由提案)

(例)・メディア系広告(TV、ラジオ、新聞、雑誌等)

・インターネット等のデジタル広告

・キャッシュレス決済の利用・導入を検討している

消費者又は店舗に対する相談会(セミナー)等のイベント

・消費動向に応じたキャンペーン期間中の広告等

#### イ 県内市町村主催キャンペーンの情報収集及び専用ウェブサイト等における周知

県内で実施される類似のキャンペーンについて消費者に分かりやすく広報するため、県内市町村が主催し、決済事業者と連携して実施するコード決済サービスを用いて行う、本事業と類似したキャンペーン(「県内市町村主催キャンペーン」という。以下同じ。)について情報収集を行い、県内市町村に意向及び広報内容を確認のうえ、専用ウェブサイトにおける概要掲載・リンク設置等の周知を行うこと。

#### ウ 県が実施する広報及び行事に対する協力

(例) 広報への素材提供、行事内のブース出展者に対する導入支援等

### (4) コールセンター等による問い合わせ対応業務

対象店舗や消費者等からの問い合わせに対応するため、コールセンターの運営等を行うこと。

#### ア 体制

##### (ア) 開設期間

・開始: キャンペーン開催に係る事前広報の開始日

・終了: キャンペーンに係るポイント付与終了日から1週間後

(イ) 運営時間等

9：00～18：00を原則とする。土日祝含む。

詳細は、決済事業者が運営する既存のコールセンター等との連携が適切に行えるよう、県と協議のうえ決定すること。

(ウ) 対象店舗数や消費者数から入電数を推定し、応答率が90%以上となるような人員及び回線等の体制とすること（過去の実績等を踏まえて具体的な体制を提案すること）。なお、業務開始後も問い合わせ件数に応じて、適時体制を見直すこと。

(エ) 問い合わせが集中し、電話が繋がらない場合は、県と協議のうえ、自動音声等により対応時間の案内を行う等対処方法・改善策を実施すること。

(オ) 問い合わせ対応業務従事者に対して、相談・問い合わせの対応に必要な知識、技能等の習得研修等を行うこと。

**イ 対応方法**

(ア) 決済事業者が運営する既存のコールセンター等との連携を適切に行うこと。

特に、コード決済サービスを利用・導入したいと考えている消費者・対象店舗等からの問い合わせについては、利用・導入までのフォローアップを行える体制を構築すること。

(イ) 入電数、応答数、放棄率及び問い合わせ概要について、翌日（翌日が休日の場合は翌開庁日）までに県に報告すること。（報告様式は任意）

(ウ) 対応した情報などは、問い合わせ内容を記録し、容易に検索できる形で一元的に登録・管理すること。

(エ) コールセンターへの問い合わせ内容を踏まえ、県と協議のうえ、専用ウェブサイト内の「よくある問い合わせ（FAQ）」の内容を定期的に更新し、コールセンターでの使用と併せてウェブサイトでの閲覧に供すること。

(オ) 諸規程、過去の事例等に照らし合わせても回答できない質問の場合は、適切な部門への取次ぎを行うほか、必要に応じて県と協議するものとする。

**ウ 対応する問い合わせ内容**

(ア) キャンペーン開催内容に関すること。

(イ) コード決済サービスの利用に関すること。

(ウ) 店舗におけるコード決済サービスの導入に関すること。

(エ) その他県が指定すること。

**(5) その他自由提案**

以下について提案すること。

**ア 本事業と同時期に実施される県内市町村主催キャンペーンと連携し、相乗効果を生み出す取組**  
**((3) イ以外のもの)**

**イ 中小企業の支援につながる取組の実施**

- (例) ・コード決済サービスを導入したいと考えている店舗をサポートする取組
- ・消費者が中小企業でコード決済サービスを利用することを促進する取組

## (6) 効果分析業務

### ア キャンペーンの効果分析

「消費喚起」、「事業者支援」、「県経済への波及」といった観点から、以下の内容を踏まえてキャンペーンの効果分析をすること。

(ア) 事業効果を評価するための目標数値を設定し、執行状況の分析を行うこと。

(イ) コード決済の利用データ等を活用し、本事業のキャンペーン前後における消費者の地域別、年齢別、曜日・時間帯別の動向や、キャンペーン参加店舗の業種別（日本標準産業分類における、小分類別に把握できることが望ましい）、品目別の動向等を比較することにより、定量的な効果分析を行うこと。

(例)

・キャンペーン開始前、実施中、実施後の3時点において、地域別等の決済額を比較。

(ウ) 対象店舗や消費者へのアンケート調査等を行い、定量的な効果分析を行うこと。なお、アンケート調査等の実施に当たっては、質問項目や多くの回答が得られるような手法について、実施前に県と協議すること。

(例)

・本事業により消費を増加させた人の割合、売上が増加した店舗の割合。

・本事業により増加した消費額（消費喚起額）の推計。また、それを用いた産業連関表による経済波及効果の推計。

### イ 広報業務の効果分析

専用ウェブサイト閲覧回数及び広告の表示回数等、閲覧者・視聴者等の属性、広報により参加した消費者数等を分析すること。

### ウ その他県が指定すること

## (7) 成果物の提出

以下の報告書を提出すること。提出方法及び様式は県と協議のうえ定めるものとする。

### ア 内容

(ア) 業務完了報告書（消費者数、対象店舗数、ポイント付与額（総額及び消費者1人当たりの額）、広報実施内容、コールセンター対応状況等）

(イ) 効果分析業務報告書（(6) 参照）

(ウ) 本業務で作成したデータ等（対象店舗リスト、広報物等）

(エ) その他県が指定するもの

### イ 納入場所

千葉県商工労働部経済政策課

## 6 委託料の支払

業務完了後、県の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

なお、原資については、使用されずに失効するポイント分を鑑み、以下の計算式で算出した額をポイント付与の実績額として支払う。

受託者は、各決済事業者に対し各実績額を適切に支払うこととする。

**【計算式】** [ 業務完了時点で消費者に還元されたポイントに相当する額 ] × [ 1 - 失効率 ]

※「業務完了時点で消費者に還元されたポイントに相当する額」は30億を超えない額とすること。

**【失効率の算出方法】**

過去の決済事業者の実績データ（原則として、契約締結日直近の決算日又は令和7年3月31日のいずれかから、6か月以上を遡った期間のもの）から算出する。なお、失効率が算出できない決済事業者については、別途協議の上、決定する。

※ポイントに有効期限が設定されない場合、失効率は0とする。

## 7 業務体制

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施計画書（目的・目標、全体スケジュール、作業体制、参加する決済事業者一覧及び失効率等）及び業務従事者等届（業務責任者・スタッフの氏名、業務分担等）を作成後、県に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務実施計画書に基づき、業務全体の進捗管理を行うこと。
- (3) 業務遂行に当たっての各種課題について、課題管理表にまとめて一元管理すること。
- (4) 会議や情報共有ツールにより、随時県と進捗や課題の確認等を行うこと。
- (5) 各会議の実施後は、速やかに議事録を作成し県に提出すること。
- (6) 業務の進捗に遅れが生じそうな時は、速やかに県に報告するとともに、必要な調整を行い、対応案を作成し、県と協議のうえ改善を図ること。
- (7) 本事業の全委託期間に渡って、必要となるスキルや経験を有した要員を確保すること。
- (8) 本事業全体の指揮監督にあたる者を総括責任者として指定すること。なお、総括責任者は、受託者が雇用する正規労働者（労働契約に期間の定めのない通常労働者）である者を選任すること。
- (9) 県が受託者に対し、随時契約履行状況に関する確認を行える体制とすること。
- (10) 業務の従事者に対し、意識の向上を図るため、関係法令や個人情報の保護及び情報セキュリティなど、業務実施にあたり遵守すべき事項について、教育及び研修等を実施すること。
- (11) コード決済サービス等の不正利用を防止するため、必要な情報セキュリティ対策を講ずること。
- (12) 委託期間中に事故等（コード決済サービス等の不正利用を含む）が発生した場合には、受託者の責任において対応するとともに、直ちに県に報告すること。

## 8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。
- (2) 本事業で作成されたデータの著作権等の権利は、県が有する。県が貸与した資料に基づくデータの著作権・所有権等の権利は、県が有する。
- (3) 本業務のため作成し、配布・公表する資料等の内容及びデザインは、県と協議のうえ決定すること。また、県は校正を必要回行うことができる。
- (4) 原則として、本事業の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、再委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」に記載する事項について遵守すること。
- (6) 本事業を通じて取得した全ての個人情報の取扱いについて、受託者は「個人情報取扱特記事項」及び「特定個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。また、本事業によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的以外に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (8) 関係法規を遵守し、法令の趣旨に則って業務を実施すること。
- (9) 本事業の実施に伴い、第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (10) 対象店舗及び消費者に対し、本事業で対象となる条件や禁止事項等を明示し周知すること。また、それに反した行為に対する措置を予め示し、事業が目的及び趣旨に反するものにならないようにすること。